

生活保護法第 78 条に基づく徴収金に係る訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 20 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

生活保護法第78条に基づく徴収金に係る訴訟の提起について

下記のとおり訴えを提起する。

記

1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

被告

2 訴訟の目的

生活保護法第78条に基づき、被告に対し、3,635,663円の返還を求める。

3 事件概要

2001年1月15日から2012年6月7日までの期間に町田市から生活保護を受給していた被告は、2010年1月から2011年10月までの期間に就労収入があったにもかかわらず、この申告を怠り生活保護費を不正に受給した。

町田市は、不正に受給した支給済み生活保護費の返還を求めてきたが、未だ納付がないため、訴訟を提起するものである。